



栃木県公報

平成 22 年
3月26日(金)
第2158号

目 次

規 則

- 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則及び栃木県環境影響評価条例施行規則の一部改正…………… 234
- 栃木県風致地区条例施行規則の一部改正…………… 235

告 示

- 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の一部改正…………… 235
- 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等の一部改正…………… 235
- 悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び悪臭物質の規制基準の一部改正…………… 235
- 水防管理団体の指定に関する告示の一部改正…………… 236
- 水防警報を行う河川の指定の一部改正…………… 236
- 洪水予報を行う河川の指定の一部改正…………… 236
- 土砂災害警戒区域の指定に関する告示の一部改正…………… 236
- 同…………… 236
- 土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示の一部改正…………… 237
- 同…………… 237
- 屋外広告物掲出禁止区域等の指定に関する告示の一部改正…………… 237
- 栃木県ツキノワグマ保護管理計画（二期計画）の公表…………… 237
- 栃木県イノシシ保護管理計画（二期計画）の公表…………… 237
- 臨時種畜検査の実施…………… 238
- 土地改良区定款変更の認可…………… 238
- 土地改良区の新規土地改良事業施行に対する適当決定及び公告縦覧…………… 238
- 県営土地改良事業の換地計画決定及び公告縦覧…………… 238
- 道路の区域の変更…………… 239
- 道路の供用開始…………… 239
- 都市計画法第34条第8号の3の条例で指定する土地の区域の指定に関する告示の廃止…………… 240
- 都市計画事業の認可…………… 240
- 都市計画事業計画の変更認可…………… 240

訓 令

- 栃木県危機管理のための宿日直に関する規程の一部改正…………… 241

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出…………… 241
- 疑似患畜の届出…………… 244
- 土地区画整理事業の換地処分の届出…………… 245
- 開発行為の工事完了…………… 245
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条の規定による年度ごとにしなければならない公示…………… 246

選挙管理委員会

- 政治資金規正法に基づく政治団体の設立の告示…………… 246

以下、234、235頁 中略

	メートル以内の区域	
佐野市	佐野市立常盤中学校・佐野市立常盤小学校・佐野市立氷室小学校・佐野市立くずう保育園・佐野市立ときわ保育園・佐野市国民健康保険常盤診療所・佐野市国民健康保険氷室診療所・報徳会特別養護老人ホームの周囲百メートル以内の区域	に

「」に
 改め、同表日光市の項中「・松澤医院」を削り、「見龍堂病院」を「見龍堂クリニックかわせみ」に改め、「・栃木県砥川荘」を削り、同表壬生町の項中「壬生町立北小学校」を「壬生町立壬生北小学校」に改め、同表大平町の項を削り、同表塩谷町の項中「大宮保育園」を「おおみや保育園」に改める。

別図二十七中「大平町」を「栃木市」に改め、別図二十八中「鬮野町」を「栃木市」に改め、別図三十中「慈徳町」を「栃木市」に改める。

(環境保全課)

栃木県告示第百七十三号

水防管理団体の指定に関する告示(昭和四十四年栃木県告示第五百二十七号)の一部を次のように改正し、平成二十二年三月二十九日から適用する。

平成二十二年三月二十六日

栃木県知事 福田 富一

二町村の項中「・大平町、藤岡町」及び「・都賀町」を削る。

栃木県告示第百七十四号

水防警報を行う河川の指定(平成十八年栃木県告示第二百二十六号)の一部を次のように改正し、平成二十二年三月二十九日から適用する。

平成二十二年三月二十六日

栃木県知事 福田 富一

表利根川水系の部巴波川の項及び永野川の項中「下都賀郡大平町大字伯仲」を「栃木市大平町伯仲」に改める。

栃木県告示第百七十五号

洪水予報を行う河川の指定(平成十九年栃木県告示第三百七十七号)の一部を次のように改正し、平成二十二年三月二十九日から適用する。

平成二十二年三月二十六日

栃木県知事 福田 富一

表利根川水系の部永野川の項中「下都賀郡大平町大字伯仲」を「栃木市大平町伯仲」に改める。

(河川課)

栃木県告示第百七十六号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成十九年栃木県告示第二百十五号)の一部を次のように改正し、平成二十二年三月二十九日から適用する。

平成二十二年三月二十六日

栃木県知事 福田 富一

「土木部砂防課」を「県土整備部砂防水資源課」に、「大平町役場」を「栃木市役所」に改め、表中「大平町大字下碓三」を「栃木市大平町下碓三」に、「大平町大字西山田」を「栃木市大平町西山田」に改める。

栃木県告示第百七十七号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十一年栃木県告示第九十四号)の一部を次のように改正し、平成二十二年三月二十九日から適用する。

平成二十二年三月二十六日

栃木県知事 福田 富一

「都賀町役場」を「栃木市役所」に改め、表中「都賀町」を「栃木市都賀町」に改める。

栃木県告示第百七十八号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成十九年栃木県告示第二百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月二十九日から適用する。

平成二十二年三月二十六日

栃木県知事 福田 富一

「栃木県土木部砂防課」を「栃木県県土整備部砂防水資源課」に、「大平町役場」を「栃木市役所」に改め、表中「大平町大字下嵯川」を「栃木市大平町下嵯川」に、「大平町大字西山田」を「栃木市大平町西山田」に改める。

栃木県告示第百七十九号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十一年栃木県告示第九十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月二十九日から適用する。

平成二十二年三月二十六日

栃木県知事 福田 富一

「都賀町役場」を「栃木市役所」に改め、表中「都賀町」を「栃木市都賀町」に改める。

(砂防水資源課)

栃木県告示第百八十号

屋外広告物掲出禁止区域等の指定に関する告示（平成十一年栃木県告示第四百七十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月二十九日から適用する。

平成二十二年三月二十六日

栃木県知事 福田 富一

第八の部第一号、第九の部第三号及び第十の部一の項第四号中「下都賀郡都賀町」を「栃木市」に改める。

(都市計画課)

以下、省略

栃木県告示第181号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定により特定鳥獣保護管理計画として栃木県ツキノワグマ保護管理計画（二期計画）を定めたので、同条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により公表する。

なお、栃木県ツキノワグマ保護管理計画（二期計画）は、栃木県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所及び栃木県矢板森林管理事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

栃木県知事 福田 富一

栃木県告示第182号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定により特定鳥獣保護管理計画として栃木県イノシシ保護管理計画（二期計画）を定めたので、同条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により公表する。

なお、栃木県イノシシ保護管理計画（二期計画）は、栃木県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所及び栃木県矢板森林管理事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

栃木県知事 福田 富一

(自然環境課)